令和８年（フ）第７０７号
埼玉県所沢市東所沢２丁目60番地の４　レクセルガーデン東所沢506
債務者　柳川　順子（旧姓永島）
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７０９号
埼玉県所沢市緑町４丁目35番４－101号　サンフォレスト
債務者　鍵谷　明美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９３号
埼玉県深谷市原郷949番地４
債務者　加藤貴久子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３３９号
埼玉県行田市押上町17番地　Ａ号棟301号
債務者　宮野ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３５３号
埼玉県行田市壱里山町11番地24
債務者　柳澤真知子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第６３３号
川崎市高津区東野川２丁目５番32－101号　アルティス野川
債務者　井上　敦子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７３号
川崎市高津区瀬田４番３号　リバーサイド瀬田　201
債務者　菊地美喜男
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田29番地１　メゾン鈴木１Ｂ号
債務者　梅村　直人
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４３号
兵庫県丹波篠山市今田町釜屋35番地　篠山すみれ園、前住所兵庫県丹波篠山市杉59番地２　シティハイムエイト１Ｆ３号
債務者　生田　新造
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第７０号
兵庫県西脇市黒田庄町石原1461番地の95
債務者　大隅冨美子
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第５４号
福岡県大牟田市亀甲町64番地
債務者　小山　　翔
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第６９４号
北九州市門司区上二十町９番10－204号
債務者　内野　　亮
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２０号
北九州市小倉北区金鶏町２番１－703号
債務者　藤原　茂子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７９７号
北九州市小倉南区北方２丁目１番７－504号
債務者　飯田　瀬織
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７５号
北海道帯広市西17条南４丁目10番16号　コーポラス魁Ａ405号室
債務者　棟方はちえ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第６１号
秋田県横手市朝倉町11番５号
債務者　石沢　　稔
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６２号
秋田県横手市十文字町字西上77番地２、前住所秋田県横手市平鹿町醍醐字荒処141番地
債務者　佐藤　忠文
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所横手支部